

9月19日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和6年9月19日(木) 午前9時00分～午前11時52分 第1委員会室
- 出席議員 井川敦雄、津川俊仁、秋山 修、油本朋也、町田貴子、前田栄治
阪本和俊
- 欠席議員 なし
- 他の出席を
求めた議員 議長 野田秀樹
- 執行部職員等 小澤福祉課長、前田健康推進課長、中原地域整備課長
永田観光交流課長、杉本環境エネルギー課長
福祉課福祉支援室 菱井室長
- 議会事務局 手嶋局長、福嶋主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (9:00)

○津川副委員長

そうしますと、民生経済常任委員会を開会いたします。
開会に先立ちまして、井川委員長より御挨拶申し上げます。

2 委員長あいさつ

○井川委員長

皆さん、おはようございます。本当に毎日暑い日が続いておりますけども、来週になると少しは涼しくなるかなということでございますので、もう少し頑張ってくださいと思います。

○津川副委員長

これ以降は委員長が進行しますので、よろしくお願いします。

○井川委員長

そういたしますと、ただいまの出席委員数は7名でございます。定足数に達しております。

本日の日程につきましては、お手元の日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

3 審査事項

(1) 所管事項調査について

○井川委員長

それでは、早速3番、審議事項に入らせていただきます。

初めに、所管事項調査ということで、委員の皆様より事前通告をいただいておりますので、その事案に基づきまして調査を行います。なお、委員さんにおかれましては、先ほどもありましたけども、簡潔な質問と、執行部は簡潔な答弁、そして、あと、マイクのスイッチの切替えをよろしくお願いいたします。

そういたしますと、初めに、福祉課の関係でございます。福祉課の関係につきましては、前に民生児童委員さんとの意見交換会が行われたときの関係のこと、そしてまた、町田委員より主要施策の関係で出ておりますので、その点について行います。

初めに、民生児童委員さんとの意見交換会のときにございました情報開示の関係につきまして、前田委員お願いします。

○前田委員

前回、民生児童委員さんとの意見交換会のときに、多分ここにおられる皆さん、ちょっと途中から何で何でっていう感じになっちゃって、最後、私、途中で退席したものですから、最後までやり取りを聞いてないので、聞いてないのもあるんですけども、非常にそれじゃあ困るよなっていうところがあったのが、結局、民生児童委員さんが福祉課のほうに問合せをしたら、個人情報等も踏まえた上で当然回答はするけども、防災とか災害とか、そういうときに、総務課とかそういうところに民生児童委員さんが問合せしても、何の情報も教えてくれないと。それじゃあいけんでないだろうかみたいな話になっちゃったときに、横のつながりは、連携はどうなってるのとか、どこまでの、民生児童委員さんが聞かれたら答えられるのみたいなことをちゃんとつくつとかなないけんじゃないのっていう話になったものですから、そこで、そのときに出ておられた担当者の方の答弁がなかなか納得ができるものでなかったもので、ちょっとこの委員会の中で、その後の話も踏まえて、どういうふうになってるのかなっていうところをお聞きしたいんですけど。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

先ほどの御意見聞きまして、いろいろちょっと調べさせてもらいました。ごめんなさい、防災の関係でちょっと総務課のほうには確認してないんですけど、特に町民課のほうに民生委員さんが、例えばここの家の世帯主さんは誰だいとか聞きに行かれたりですとか、それから、この人、亡くなったと思うだけ教えてとかというようなのがあります。ですけど、やはり町民課のほうとしては、何ですかね、住民基本台帳法に基づいて公開できる情報があるというところで、そこは制限があります。ただ、福祉課のほうにそういったことを聞いてもらおうと、支援が必要かどうかで判断させてもらおうんですけど、支援が必要であれば、福祉課を通して教えることはできます、当然。民生委員さんにも守秘義務は課せられているので、個人情報は出せません。ということで、民生委員さんにそういった、福祉課に聞いてもらえれば、そこを判断して担当課に聞いて答えますということを今までちょっと周知徹底できてないので、もう本当に民生委員さんが、災害なら総務課に聞いたりとか、ここの世帯の関係なら町民課に聞いて断られるっていう事案が今まで多数起きていて、いろいろ民生委員会の中でも今までも御意見いただいたこともあったので、そこをもう一度民生委員さんに、こういった手順でなら教えられますよっていうことを、まずは民生委員さんの役員さんと話しして、こういった範囲でこういったことがとかっていうことを具体的にある程度まとめてから、全ての民生委員さんにこういったことで情報の提供の仕方っていうのを、ルールといいますか、そういう決めにちょっとしていきたいと思います。

そして、情報提供するに当たっては、やはり民生委員さん、守秘義務があるというのを、守秘義務をきちっと守ってもらうということも大事ですので、そういったことも言いながら、出した情報を、じゃあ辞められたときに回収する方法、きちっと返してもらうとか、その辺の管理できるような状態も含めて、ちょっと今後整理させてもらって、民生委員さんにこういったルールでしていきましょうということで統一させてもらえたらと思っています。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。結局、今後も、民生委員さんだからといって、直接総務課や町民課に問合せしても駄目ですよと、窓口を一つにして、必ず福祉課に連絡をしてくだ

さいね、そしたら、町民課につながり、総務課につながり、逆に、ちょっと自分らがちゃんとして早期に返しますよっていう、とにかく窓口は一つですよっていうことを徹底されるっていうことですね。

もう一つが、その何たら法に基づいてっていうことを言われたんで、今後もあることとはいいませんが、ちょっともう1点お願いします。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

前田委員さんがおっしゃるとおりで、そういったルールをきちっとつくって、窓口、福祉課を通して、うちがもらったものを出すということになると思います。やっぱりその担当課では必要性ってなかなか分かりにくいので、福祉課を窓口で、福祉課が担当課に言ってもらって提供するというようなことで徹底していきたいと思います。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

当然、民生児童委員さんの徹底もそうなんですけどね、職員さんも年々交代とかされるので、そこをしっかりと4月で徹底するようにしてください。

私からは以上です。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

当然おっしゃるとおり、担当、異動しますけど、その辺はきっちり引継ぎして、ちゃんとルールは引き継ぐようにしたいと思います。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

今のことで、そのとき、司会をさせてもらったんで、すごく印象的だったのが、まず、会長が、不明者があって、地元、近くの人だと、誰だいやって聞きに行ったら教えてもらえなんだって言って、議員なら教えてもらえるかって言いなって、いや、そがなことないですっちゅうところからのいきさつでした。ほんで、会長いわく、そがいなことは、情報を教えてもらえんっていうことになる、仕事する気が萎えちゃうということでおっしゃいました。それはおかしいでないかみたいなことで、ちょっと話が紛糾したっていうようなことがあって、今の前田委員の話なんで、ぜひともそこそこは徹底していただきたいし、民生委員さん、一生懸命、成り手不足と言われながらも務めてくださる方、本当に熱意持ってやっていらっしゃるので、そのところを手助けするような体制づくりもぜひ併せてお願いしたいなと思います。すみません。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

津川委員さんが言われた事例のことも承知しております。今年だったと思うんですけど、認知症の方で行方不明になられた方があって、事前に見守り安心ネットに登録していただいていた方でした、その方は。要は、見守り安心ネットっていうのは、認知症の心配な方が、事前に役場のほうに登録をしていただいといて、本人さんの写真を撮ってもらったり、名前も登録してもらって、行方不明になったときに関係機関、役場に協力機関が40ぐらいあるんですけど、その協力機関に情報をばっと出して探してもらうっていうような安心ネットがあるんですけど、その登録者だったんですけど、本人さん、御家族

の方から、町放送する際も個人名は出してほしくないという意思があったところがあって、そのときに、誰だいやってということで民生委員さんから相談があったんですけど、そのときはちょっとそういった申出があったのでお断りしたっていう事例で、井中会長はそのことで苦言を言われたんですけど、その後、福祉課のほうでも話ししまして、地元の民生委員さんにはやっぱり名前を教えるべきだなということで、ケース・バイ・ケースで、その民生委員さんには伝えるべきだろうということで、今後はそういった事案があったときには地元の民生委員さんには教えていこうということで話はしたところがありますけど、そういったことで井中会長は言われたと思います。

○井川委員長

いいですか。

そのほか、委員さんでこのことについて何か御意見がありましたら。よろしいですか。
阪本委員。

○阪本委員

近年、個人情報問題はすごい大きな問題で、なかなか部落の自治会長しとっても、あるいは民生委員、部落のことが全く、例えば施設入っとなって亡くなっても、それも情報として入ってこない。それで、うちの近所もそういうのがあってね、この間も住職さんに聞いたんですけども、2人入っとなって、2人とも亡くなっちゃったっていう情報が流れとるんですよ。ところが、墓がすぐ近くあるもんですから、墓には、旦那さんのほうは法事をしなっただけ、塔婆があるんですよ。けど、奥さんが（聴取不能）。わしがあんまり言ってもいけませんけども、結局、世話をする人はすごく困るんですよ、どこまでやってもええだか。だけえ、今、そういった守秘義務ということも一番大事なことであるけども、やっぱり担当する自治会長さんとか民生委員さんには最低限教えてあげないけんと思うんですよ、聞かれたら、もう手の打ちようがない。だから、何かあったって、結局もう誰もおられんから、何の手續のしようがない。これから、もうすぐにそういった話が次々増えてきますんでね、やっぱり民生委員さんの要望は、きちっと答えれるところは答えてあげるという取組をしてほしいと思いますね。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

ありがとうございます。おっしゃるとおり、本当、うちの判断基準としては支援に必要かどうか、活動する上で必要な情報かどうかで判断していきたいと思いますので、必要があると判断したときには提供していきたいと思います。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

ちょっと1点いいですか。

○津川副委員長

どうぞ。

○井川委員長

ちょっと私のほうで1点お聞きします。民生児童委員さん、お世話になっているんですけども、以前からちょっと言っとったんですけど、担当する地区が自分の地区、自分の集落っていいですかね、だけだったらいいんですけど、2つの集落を受け持つとる方があるというときに、自分の集落は分かるんだけど別の集落はよく分からないといったときに、高齢の方についてはある程度、大体情報っていうのは分かるんですけども、児童委員さんっていうこともありますんで、例えば子どもたち、いわゆる母子家庭、父子家庭、あるいは子どもたちのことの情報っていうのが、そういう民生児童委員さんにはどういうところまで伝えてあるのかっていうのを、ちょっと私、これ確認したいんで

すけども。

○津川副委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

現状では、過去に65歳以上のリストを配ったということは聞いておりますけど、最近はないですけど、何かそういう支援のためっていうことであれば、それは随時教えるというような形ですね。リストをぼんと出すというようなことはしておりませんが、ただ、今言ったように、必要な情報っていうのはこれから整理させてもらって、自分の住んでいる地区以外の地区だと本当分らないと思いますので、そういった必要があれば提供していきたいと思います。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

冒頭、課長が言われましたけども、いわゆる住基法の関係があって、例えば、いわゆる出せるとこ出せないところあると思うんですけども、そういう地区の民生児童委員さんとしてお世話をしていただく、情報っていうのが入ってないと、やっぱり民生委員さんも分からない。特に、先ほども言いましたけど、自分たちの集落であれば、自分のところは分かります。例えば、土下の方が中央団地を持っておられる、土下のことは分かるんですけども、中央団地のこと分からんよ、どういう家庭なのか分からない、そこに父子家庭、母子家庭の方がおられる、子どもさんが、どういう方がおられる、一切分からんのに、じゃあ、そこを担当してくださいよと言われても、何も教えてもらえんし、何も分からんよと、ただ、名前だけはしときますよということにならん。だけ、先ほど言われたように、津川委員が言いましたけど、会長さんのほうが、いわゆるやる気がなくなっちゃうと、情報がないのにやれって言われても困っちゃうということがあるんですけど、やっぱりそういうことで、自治会長さんのほうには家庭とかのある程度の情報っていうのは多分行ってると思うんですよ。やっぱり民生委員さんにも、ある程度そういう情報っていうのは流せんもんか、これちょっとお聞きしたいんですけども。

○津川副委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

そこは出せると思います。今までそこがきっちりルール化っていうか、出せますよということもうちのほうも言ってなかったですし、そういったところできちっとちょっとこれから話をさせてもらって、ある程度ルールを決めて提供をしていきたいと思います。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

そういうことでしたら、やはりそういう、せめてっていうか、これは当然だと思うんですけど、担当地区の住民の方がどういう方がおられるのかっていうことだけはやっぱり把握していただくように、そのことだけはお願いしたいと思います。以上です。

○津川副委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

分かりました。

○井川委員長

そのほかないですか。

では、ないようですので、一応この問題につきましては以上で終わって、続いて、町田委員さん、お願いします。

○町田委員

主要施策の成果の31ページの②の心身障がい者医療費扶助事業のところですけども、その説明の中で、中度の心身障がい者（身体障害者手帳を持ってる方、3、4級、療育手帳B、精神手帳2級）って書いてありまして、ここがちょっとあれっと思ったところがありましてお尋ねします。精神障害者手帳の2級の所持者ってということなんですけれども、調べてみますと、鳥取県内は、鳥取市、米子市はもちろん、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町とか、日吉津村もです、大山町、日南町、ほとんど3級になってまして、見てみますと、中部地区が横並びで2級っていうことになってるんです。ほんで、同じ県内なのに、中部地区だけ、もうちょっとありますけど、どうして3級にならないのかなと思ひまして、理由を伺いたい。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

この級については、ある程度中部のエリアで、大体ほかの町がどうしてるのかっていうのは注目してるところで、ちょっと県の状況を今知ったところですけど、やっぱり他町はなかなか上げないというか、変えない段階では大体2級で、この趣旨が中度の障がい者の助成をしていこうというところで、従来2級のほうが中度だろうということで、3級については軽度というところで判断をして、今までの助成制度にさせてもらっていたというところであります。

今日、資料お配りしとります。

○町田委員

はい。

○小澤福祉課長

一応これ去年の調べた資料ですけど、今、倉吉市が精神2級って書いてありますが、これが去年の8月から3級になったということですかね。

○町田委員

はい、去年の8月に。

○小澤福祉課長

あとは、中部全部2級です。あと、それぞれ制度がまた細かく違ってるのもあります。倉吉市だと、世帯全部が非課税であればこういった助成をしましょうっていうことがありますし、本町であれば、本人さんを見ると、本人さんが非課税であれば対象にすると。ただ、未成年の場合は保護者の所得見させてもらいますけど、そういったところでかなり対象が変わってきます。世帯で見るのか、個人で見るのかっていう、その部分では、うちのは広く拾えるように、本人さんを見て対象を広げてますけど、そういった違いはあるところでありまして。ただ、今の状況、県内の状況聞きましたので、ちょっとまた検討させてもらいたいと思います。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

倉吉市のことを言おうと思ってたんですけども、課長も調べていただいて、資料にはまだ2級になってるぞと思って、言おうと思ってたんですけども、倉吉市も（3級に）なりました。なので、さっき言ったように、ほとんどの東部、西部は全部3級になってます。見てみますと、本当に中部だけが何か取り残されてるというか、そういう感じになってるので、もう少しやっぱり中部で手厚いそういうことをよろしくお願ひしたいの

と、先ほど言われた、対象が本人っていうのと家族が非課税っていうのと分かれてるんですよ、これもね。これはやっぱり各市町村で決められることなんですか。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

この事業全て単町事業なので、それぞれの市町で考えておるところであります。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

それも含めて、中部で仮に話をされるとすれば、やはり対象の非課税というのの本人と家族っていうのは随分違いますので、そこんところも一緒についていうのか、北栄町はちゃんと本人のみっていうことになってるのでよかったなと思うんですけども、この町だけよければいいかなっていう問題ではなくて、やはり歩調を合わせて中部で3級にさせていただいて、その対象も本人ということに話を進めていただきたい、ぜひ北栄町が進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

なかなかほかの町にこうしてっていうのは言えませんので、ただ、ほかの町を見て、うちはどうだろうというところで比較してうちのことを考えていくという意味では、今の状況を聞くと、ちょっと検討せざるを得んのかなと思っておりますので、ただ、ほかの町にこうしてっていうのは、なかなかそこまでは言えんと思いますので、そこはちょっと。

○町田委員

もう一言、言ってもいいですか。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

中部とかでこの話合いというのはないんですか。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

ちょっと待ってください。休憩させてください。

○井川委員長

暫時休憩します。

(9:24~9:24)【休憩】

○井川委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

小澤課長。

○小澤福祉課長

これを議題で話すことはないですね。どっちかという、例えば要望とかを受けて、どうするって聞いて、担当が情報を集めて、じゃあこうしようっていう形ですね。要は、言ったように、集まって話すことではない、あくまで単町事業なので、それをみんなでっていうことはちょっとないですね。

○町田委員

そうですか、分かりました。

○井川委員長

よろしいですか。

○町田委員

ほかの質問いいですね。

○井川委員長

では、町田委員、次の質問に移ってください。

○町田委員

ほかの質問いいですね。

それでは、主要施策の成果の34ページ、上のほうの②です。障がい者相談支援事業があります。その中でちょっと見てみましたら、虐待の相談数が令和5年度は、前の前の年は2件なんですけれども、4件に増えてますけれども、にもかかわらず、相談の支援のところが多分、どこだったかな、この増えてる理由と、それから、そういうものの相談の対応はどういうふうにされてるのか。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

まず、虐待の件数については、町で起きた虐待の件数です。その下の中部障がい者地域生活支援センター、それから障がい児相談支援（りっかへ委託）っていうのがあるんですけど、これは中部の相談支援、いろんな障がい者の方の相談を委託してるものであって、中部障がい者地域生活支援センターが大人の方、一般の方の相談支援で、障がい児っていうのが児童に係る相談で、分かれております。特に、一般の相談が令和4年が多かった、今年はどんと下がってるっていうことについては、これは町村からの相談も職員がすることもあります、町の相談することも件数に1カウントされるということで、令和4年度が特に困難事例がありまして、何度もちょっと相談する機会があつて、件数が増えてるっていうのがあります。

ちなみに、例年っていうかその以前になりますと、令和2年でしたら295件、令和元年が445件っていうような形で、令和4年が特にそういった困難事例があつて、突出的にちょっと多かったっていう事情があつて増えた。だけえ、どっちかという、令和5年がある程度、ちょっと平年並みといいますか、落ち着いてきてるっていうことになっております。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

理由によって、この件数とか、それから相談の相談数とかも、また先ほど聞きましたら、町ではなくて全体の数字だということで、あれって思ったのは、何で相談が少なくなってるのって思ったんですけれども、その相談の対応とかはどのように仕組みがなってるんでしょうか。相談受けたら、どこがどういうふうにするのか。

○井川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

その相談を受けられた方が支援に必要な方を集めて担当者会議することもありますし、その内容に応じてですけど、家庭の方とお話しすることもあるんですけど、ほとんどが関係者との調整とかをしていただくということになると思います。その相談に対してどういったことで解決していかないけんかっていうところで、必要な関係者に話をされ

たり、時には支援会議を開催されたりということで対応に当たっておられるということになります。

○町田委員

分かりました。

○井川委員長

では、以上で福祉課の調査を終わります。御苦労さまでした。

(9:30)【福祉課福祉支援室 菱井室長 退室】

○井川委員長

続きまして、環境エネルギー課に入らせていただきます。

初めに、油本委員さん、お願いします。

○油本委員

じゃあ、お願いします。風車の解体撤去について、今、審査会が進んでいる段階だと伺っております。

そもそもの話になるんですけども、1月の行政報告会で、我々にも報告していただきました。そのとき、従来町長は、もうこれは完全に解体撤去であるというふうに明言をされておきながら、唐突な感じを受けたわけなんですよね。そのときの説明だったと思うんですけども、解体撤去を進めるためには令和6年度の当初予算で8,800万円、これを認めてもらわなければ間に合わないんで、解体撤去と譲渡、これを両にらみといいますか、両方とも視野に入れながら進めるために、こういうこと、譲渡を受けるかどうかということを検討する予定だというふうにおっしゃったんですが、それでよろしかったですね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

そのとおりです。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

委員長、課長もですけど、私がこれから質問することで、回答はできれば業務とか、差し支えない範囲でももちろん回答していただいて結構です。分からないことは分からないと言っていたらそれで結構ですんで、これからはそういう進行でお願いします。

次でございますけども、民間3社から申込みがあったというふうに伺っております。

もちろん、3社一遍に用意ドンで、さあ、譲渡してくれと来るわけではないと思うんですが、このタイミングまでお待ちになってた3社ですけども、最初に、その3社のうち、譲渡を申し込まれたのは大体いつぐらいだったと記憶していращやいますか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

確実な記憶ではちょっとないんですけど、12月に3社が出てきたというお話はしましたけど、最初の1社はそれよりかなり前からそういう申出があったという状況はあります。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

ということは、その1社の方は、町が譲渡の話を進めるのか進めないのか、それをずっと待ってらっしゃった。そのまんまにされてて、とうとう、ぎりぎりリミットになって、しかも合計3社も来たから、だから、譲渡をどうしようか、そういう判断を始めようと、そうされたという理解でよろしいですね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

その当時の話でいうと、文書で正式に申し入れられたということは、その事業者はなかったです。そういう意向があるということを打診が、打診っていうか、譲渡してもらいたいという希望があるんだけど、どうでしょうかというような話だったと思いますので、12月末について複数者という状況でいいますと、正式に譲渡の申出をされた事業者様がおられましたので、文書で、そこで、どうしようかということでした。またタイミングが合ったという状況はあるんですけど、ほかにも同じような時期に、これは文書ではありませんでしたが、希望があり、そうすると、正式に文書として申出があったことに対して町として判断をしなくちゃいけないという状況があったということで、今まで声があった方々にも確認をした、希望があるかどうか、それが12月の状況でした。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

失礼な言い方するようですけど、中には、これは業者さんからの話じゃなくって、町から業者さんにどうですかと言ったんじゃないかと言う人がいるんですが、そうじゃないということを今確認させていただきました。ありがとうございました。

それと、次、7月の行政報告会のことに移りますが、7月1日に行われましたこの審査会、今お手元に資料があればですけども、ここに6名の審査員の方、上げてらっしゃいますよね。この6名の方なんですけども、私が今ここで申し上げることもないんですが、この6名の方の中で、副町長とか企画財政課長、もちろん代表監査、杉本課長もこれに関わってらっしゃると思いますが、杉本課長は入ってらっしゃいますか、審査員に。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

私は審査員では入っていません。事務局の責任者として関わっております。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

このような言い方して申し訳ないです。それは大体分かっておるつもりでした。

この6名の中で、いわゆる、一つ分からないんですが、町環境審議会代表というのがおられますが、これはどういった方でございますか。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

今の質問なんですけど、委員長は許可してされてるんですけど、もう少し簡潔にやってもらえませんか。このたびは決算審議だし、何ちゅうか、だらだらだらだらしちゃって、どこのところの何を質問なんだちゅうことを言ってもらえませんか。過去の経過を確認してるだけなので、今。おかしいんです、質問自体おかしいと思います、私。いかがですか、委員長。

○井川委員長

今日はいわゆる決算とは別に所管事項の審査ということでやらせてもらっておりますんで、ある程度の質疑については、私は許可をしたいというふうに思います。ただ、津川副委員長言われてますし、質問についてはある程度簡潔にまとめてお願いしたいと、油本委員にお願いをしておきます。

杉本課長、いいですか。

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

環境審議会というのは、町の環境審議会が設置されてます。その中からお願いをした、それは住民代表という意味と、環境に対して住民サイドでの見識歴のある方というような要素があると思ってます。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

じゃあ、簡潔に聞きます。この6名なんですけども、一番点数の多かった方と一番点数の少ない方、これを2つ、いわゆるカットされてるということなんですけども、それを除して平均値を算出するとなってます。これをなくしちゃっていいんですか、それを反映した意見を全部載せるべきかと私は思ったんですけど、その辺は、見解伺います。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

審査をするやり方としては様々な方法があるとは思ってますが、一般的には、これは上下カット方式というふうに言われてるようです。その中で、上下カット方式のメリットとしては、特定の者の点数が最終評価に直結するのを避け、公平性の確保を目的とするということで実施されてる、上下カット方式はあるというように一般的に言われてるということで認識してます。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

でしたら、ほかの審議会、この件に限らず、町でいろいろ関わってらっしゃると思うんですけども、そういうところでもそういう上下カットはされてるんですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

確認しておりますが、ほかにも上下カット方式での審査はしておるということはあるということです。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

じゃあ、ちょっと別件に行きます。

この6名の方はいいいんですけど、審査会の公開、非公開の問題にちょっと入りたいと思います。例えば、2020年、令和2年の風車更新のとき、あれは秋に何度かされた分なんですけども、あれは公開だったと思います。傍聴人も入ってたし、NHKさんとか日本海新聞さんとか、ほかにも新聞も入ってらっしゃった。今回、全然公開されてませんけども、次回これは公開すべきではないかと思うんですが、それはいかがですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

審査会は、公平にしっかりやっていただかなくちゃいけないということがあると思っています。それで、その審査に必要な方々に、それぞれ専門の分野がおありの方とか、様々な角度から見ていただくということをしていただく状況の中で、やはり審査員の方が傍聴、外の一般者が入ったことによって、その目線を意識して発言をするというようなことになってはいけないと思っていますので、審査をしっかりやっていただくためには非公開ということも十分必要なことだというふうには考えております。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

今、審査を慎重にやっていくためにということで、この2020年、リスト今ここにあるんですが、各該当自治会の自治会長さんもお呼びになってらっしゃるんですよ。今回、自治会長さんは入ってらっしゃいませんけど、それはそれで公平性は担保されるというか、自治会に対する責任はいいんでしょうか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

あくまで譲渡を決定するのは町かもしれませんが、譲渡に対しての条件がいろいろあることは示しておりまして、譲渡の手続を進める上で、住民さんの理解を求めているということとはまずしっかり条件の中にあります。なので、しかも譲渡でその事業を進めるというのは民間の事業者でありますので、その民間の事業者が自治会等にまず理解を求めるということが一つ大事なことで、町としましては、なぜこういうことが、譲渡を検討してるのかということとはきちんと伝えるということが必要なことだというふうに、分からないと思っておられる方がもしおられるのであれば、そこはしっかり説明していかなくちゃいけないというふうに考えてます。審査とは関係はない話だというふうに考えておりますが。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

次に、同じく7月の行政報告会で、全部の風車を無償譲渡ということをおっしゃいました。いわゆるこの1号機から5号機では、その理由の中に採算が取れないから、全部を下さいと、しかも無償ですよということに納得されるということは、どういう、ニュアンスがあれですが、業者の言うなりといいますか、業者の方を100%、言われることを納得されているというわけなんですけども、なぜこれ無償譲渡、100%に納得、それで進められるのか、お願いします。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

今は、無償譲渡ということも決まってないと思います。申出が、そういう要望での譲渡の希望が出てるという状況だと考えてます。

あと、先ほどの審査に自治会長とかが入らないという部分で、ちょっと私が漏らしてた部分でいえば、やっぱり利害関係者が審査に関わるというのは非常に難しい話ではないかなというふうに考えてるのも一つの理由です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

バックするようですが、利害関係者が2020年、令和2年のこれ、入ってると思うんですけど、それは置いときます。

さっきの話です、すみません。採算が取れないんで全部下さいとおっしゃるんですが、基金積み立ててらっしゃいますけども、その中から電圧変更の費用ですとか、そういうのを例えば町が負担してあげて、1号機から5号機にして、6号機から9号機はちょっとそれは御遠慮願いたいと、そういう選択肢は、その決定に至る余裕はまだあるんですね。確認します。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

いずれにしても、事業者の再提案を求めている状況でありますので、そこに対して町がこういうふうにしてはとかという話ではないようなふうには認識しておりますが。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

例えば全部じゃなくって、1号機から5号機までだったらいいけども、6から9はちょっと御遠慮願いたいというふうにもしなった場合、業者さんはそれでも稼働はされるおつもりなんではなかね。もし御存じでしたら。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

行政報告の資料に書いておりますが、③の提案内容の抜粋、譲渡を希望する基数、5から9基。（「いつのですか」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、7月9日にしました行政報告の別添の資料です。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

皆さん、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、お願いします。

○杉本環境エネルギー課長

事業者が理由として述べてますのは、そこにありますとおり、送電線の接続が5基だと2万ボルトになるため、標準電圧が、それを5基で譲渡を受けるという話になった場合は連系変電所の変更が必要になり、再申請と費用が発生する。だから、5基を9基ということで改めさせていただきたいということで申されてますので、そういう理由によって変更になったというふうに理解してます。

ごめんなさい、質問合ってましたか。すみません、もう一度質問お願いできますか。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

簡単に言います。ですから、6から9号機が、もし業者さんの願いがかなわなかった場合というか、全基がかなわなかった場合、たとえ1から5号機だけでも稼働はされるおつもりなのか、もし御存じでしたら教えてくださいという質問です。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

すみません、そういう理由があったので、そこは踏まえて、想像では言えないので、承知してません。

○油本委員

結構です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

次の質問、別の方面に行きますね。6号機から9号機、新しく出されたほうですけども、もちろん御存じだと思いうんですけども、東西の新田場であるとか耕作地、あと、生活道路もすぐ近いですよ、山陰道から大体、約150メートルあるかないか。特に7号機、8号機というのは、南北に生活道路、すぐ脇に建ってるんですよ。子どもさんも、実際にヘルメットかぶって自転車で通学されてる姿を私、見ていますし、で、耐用年数が令和2年で終わってるんですよ。それを令和8年に譲渡して、その後10年稼働ということは、最長で、耐久年数から数えて16年間経過する計算になると思いうんですよ。いわゆるその年数に対して、町として風車の耐久性に不安はないと本気で思ってたっしやるのか、それとも、住民さんの安心安全よりも、ちょっときつい言い方するんですけども、解体撤去費、これを浮かすためにそれをされるのか、民間譲渡により、町は住民の安心安全を放棄したことに結果、なりはしないかと私は思いうんですが、その辺はいかがでしょうか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

油本委員がおっしゃるような内容を踏まえて言いますと、町は事業者に対して、今現在そういうことも含めて安心安全な管理をするということに徹底した取組をしている。その上で、事業者もそれを引き継ぐのであれば、安心安全な、適正な管理をしてほしいということで条件の一つに加えて、そこに対して提案をしてこられてるというのが今の状況だというふうに認識しています。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

決算のときも質問しましたが、毎年修繕費かけても1億円以上の利益出てる、そういった事業ですわね。それを無償というのはちょっと納得いきかねるんですが、例えば安価でもいいですから、しっかり、今決算の報告でもありましたけども、維持されてる物件でしたら、少しでも、言い方あれですが、お金を取るといいますか、集金されたほうが町財政に貢献するんじゃないかと私は思いうんですけども、単純に。その辺はいかがでしょうか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

今回の話で、検討を始めた理由の大きな、重要な理由としましては、その事業者が自分たちでしっかり撤去をするんだということが申出の中にありまして、そうすると、基金で積み立てている10億円以上のお金がほかの行政サービスに使えるということだということが出てくる。そのことについて、町としましてはとても大事な状況でありますので、その話は、しっかり検討し尽くさなくちゃいけないということで今の状況があるというふうに考えてます。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

あと3問です。

まず、譲渡物件の固定資産、この前質問させていただきました。決算書の273ページですけども、それを合計しますと3.8億円以上なんですよ、それらの減価償却というのは全て完了しているんですか。あわせて、帳簿上の価格は今幾らになっているのか、お伺いします。

○杉本環境エネルギー課長

ちょっと待っていただけますか。

○井川委員長

しばらく休憩します。

(9:50~9:50)【休憩】

○井川委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

償却資産という意味でいえば、耐用年数が過ぎたものもあれば、過ぎてないものもあります。そういう認識はしておるところですし、ただし、風車は、何ていうんですかね、タワー、要は目に見える風車の部分や伝送路の部分や変電所の部分とかいろいろありますけど、それを一つ、一体として機能がしてるものでありますので、そこは十分に考慮しながら判断はしていかなくちゃいけないものだというふうに考えてます。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

考慮というのは何を考慮するんですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

部分部分切り取っても価値があるかどうかという判断は出てくるというふうにも考えてますし、町として風車の稼働をさせるという意味で必要な設備だと思ってますので、それがそれぞれでの価値ということで、何ていうんですか、風車全体の話として設備については考えなくちゃいけないというふうに考えているという意味で言いました。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

じゃあ、質問を変えます。以前の一般質問でもお伺いしました。町長は否定されましたけども、故障時に即座に対応するために予備の部品っていうものは用意しておられないんですか。お伺いします。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

基本的には用意をしていますが、町としましてはもうあと来年度末までの稼働なので、そこを見越しながら、その予備品の在庫の状況は調整をしているという状況はあります。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

町長は一般質問、私の6月のときに、そういったものはないとおっしゃったんですけど

ど、じゃあ、あると思っていいんですね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

ありますけど、本当にそんなに高いものはありません。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

あるかないか伺っただけなもので、それでもういいです。

じゃあ、最後にします。修繕費というものをずっとかけてらっしゃる。修繕費。今回の報告でしたら七千数百万円、その前が1億700万円、その前が1億400万円。修理費をかければかけるだけ、実際に利用できる年数は長く、もちろんなりますわね、そのために修理されるんですから。そうした場合に、資産価値は当然上がってくると思うんですよ。時価評価額、評価の価格、これももちろん上がってくるんですよ。ということは、譲渡に当たりまして、帳簿上の価格だけではなく、そういった時価価格、これを判断、考慮されるべきではないかと私は思うんですよ。でないと、当然これ町にとって、当然と言うと失礼ですが、時価価格で評価されないと町に損失を与えることになるんじゃないか、的確な譲渡価格じゃないんだらうかと私は思うんですが、その辺はどういう計画ですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

その点については、まず、町としては撤去が基本方針は変えてませんので、そのことについて、撤去をするということでの準備をしてるという状況です。ただし、事業者が条件をクリアしてくるということが本当に現実として出てくるのであれば、そこをどう考えるかというのは、その条件を見た上での判断をすべきことだというふうに考えてますので、今からあまり、こういう場合はああ、こうなったらこうということではいろいろ検討しているという状況にはありません。

○井川委員長

よろしいですか。

では、以上で油本委員の質問を終わりますけども、答弁保留が一部ありますので、また後ほどお願いいたします。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

私も委員長のほうに申入れして、風車のこと、風力発電のことについて、単純に本当に9基じゃないと受けられないっていうのはお聞きしてるんですけど、行政報告会でも5基だと変電所を一から造ってとかっていうのになると、その変電所だけでもすごくかかるとかっていう話も聞いてるので、9基じゃないと受けられないんだらうなど。議会としては、5基だから、なら、ちょっといろいろ話ししたらみたいな話だったときに9基に戻って、ううんってなってるんですけども、実際、9月の行政報告会でも8月末からエナテクスさんが地元説明会等を始められると。そういう地元説明会に、そんなの後に、町としても説明会を考えてますみたいなことはたしかうたってあったと思うんですけど、地元説明会に町の方は出られるんですか。全く地元の意見を吸い取るにはそういうのに出たほうがいいと思うんですけども、まずそこ。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まさに今日の夕方、関係自治会の自治会長さんには今の状況を説明するようにしています。そのときにお話ししようと思ってるのは、望まれるのであれば当然自治会に説明はさせていただきますし、町の立場として。町の今の状況は御説明します。それを事業者と一緒に説明会をしたいのであれば、そのようにもさせていただきますし事業者だけでいいのであれば、事業者だけの説明ということで、要望がどちらに、事業者に来るのか、町に来るのか、分からないので、どちらに來られてもいように事業者とは話を情報共有しながら、必要な説明会は実施していかななくてはいけないと思ってます。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

まさに今日と言われましたけども、議会としましては、先ほど、4月にシミュレートされたフロー表で町が選定して、エナテクスに決められて、順を追って関係自治会の説明だとか手続だとか、いろんなことを進められて、最終的に譲渡が受けれるように頑張っただけでいいかなと思うんですけどね。議会にもやっぱりもう少し報告が欲しいなと思うんですけどね。行政報告会でちょろちょろとするだけの内容じゃなくて、もっと何か情報入れられると思うんですけども、先ほど言ったみたいに、議会としては最初5基だからいいんじゃないの、ちょっとならやってみたらというところはあったんですけどね、9基になってから、議会の意向もあまり聞くこともなく、どんどんどんどん進んじやってるのかなって思ってるんで、もう少し地元説明会に、先ほど言ったみたいに、自治会長さんなり自治会の方が求められたらするっていうのも当たり前なんですけども、そうじゃなくて、地元説明会に企業さんが出ていったときには、やっぱり地元の方も本音なり、いろんなことを話されると思うんですが。それをやっぱりいつどこでやるかっていう情報は得て、町の職員さんはやっぱり大きなことですから、行って、肌感じて、その場で聞いてみて、後から議事録だけ見てじゃなくて、やっぱり行ってほしいなと思うんですけどね。時間外でどうのこうのと色々な制約もあるかもしれませんが、その辺どうなるのかなって言うところです。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

前田委員がおっしゃるとおり、町としても積極的に関わらなくちゃいけないというふうには思ってます。ただし、今の状況というのが、やはり民間事業者が自らその条件をクリアしていかな、調整、整理、きちんと理解を求めなくちゃいけない部分がありますので、非常に難しい部分としましては、その事業者の経済活動といいますか、事業を町が邪魔するようなことはやっぱり基本的にはしてはいけないというところがあるということ、町がそういう中で、一緒に全部出ますよっていうようなことを言えないときも当然あると思ってます。今までもいろいろ話はしてるんですが、町と一緒に出たほうがいいんじゃないかとかっていうことについても協議はしたことがありますが、やはり事業者が自ら行きたいというときに私どもがそこは押しかけるようなことはできません。逆に、住民さんが町も一緒に出てきてほしいって言うのを事業者が断ることは多分しないほうがいいんじゃないかなって言うふうに思ってますし、私どものほうに申出があれば、そこは一緒にできるだけ、できるっていうか、要望があったことにきちんと出たいという気持ちはあります。

あと、状況の報告も、町のしてることにに対してはしっかり報告をしてきているつもりなんですけど、足りないということであれば、より気をつけて報告等を状況はお示ししま

すが、民間の事業者がとにかく譲渡について一生懸命されてる部分について、私どもが又聞きしたり伝えることによってまたその取組に支障が出るようなことは私どもがしてはいけないこともありますので、その辺を慎重に私どもも見極めながら、できるだけ今の状況はお伝えするというのは町としては大事なことだと思ってますので、今おっしゃっていただいた意見も踏まえながら、今後報告を、状況を説明していきたいというふうには考えております。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

訪問とか始められた、始められとられるかちょっと分かりませんが、8月末ぐらいから始められるということで、今後、地元説明会になるのか、地権者を集めての説明会になるのか、その辺は分かりませんが、先ほどお聞きしたのは、その場に一緒に町が出ていって説明者のほうでおってくれっていうことを言っとるわけじゃなくて、その場に行って、職員さんがちゃんと地元の人らの声や雰囲気やいろんなことを、後から議事録だけ見るだけじゃなくて、その場に行くべきじゃないかっていうことを聞いとるわけです。傍聴者としてというか、関係者として、聞きに行くだけ、全然事業者さん側と一緒に説明員の一人になるなんていうことは一言も言ってませんよ。ただ、その場に行ってもやっぱり聞かないといけないんじゃないのっていうことをお聞きしとるだけです。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

すみません、うまく聞き取ってなくて。参加ができるものについては参加していきたいと思います。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

あともう一つ。これは先ほど言ったみたいに、今後、地元自治会説明会になるのか、集めての説明会になるのか、地権者だけ集めるのか、ちょっとそれ分らないですけども、そういうものは地権者だけ集めれば当然、議会のほう、何も参加もできませんし、自治会の人しか集めませんよというのは議員も出れないわけですよ。その辺っていうのが、委員も判断材料、今後やっぱり譲渡ってなると議決が必要になる可能性あるじゃない、償却資産ゼロ円ってなっちゃったたら議決必要ないですよってちゅう話になるかもしれませんけど、議決が必要なくても、やっぱり議会としては当然、撤去までを含めたところでいろいろ今後やっていくわけで、その辺の議員としての責任というかを果たすためにはやっぱりそういう説明会等があれば参加もしたいと思う、私はですよ、私は参加して意見とか聞きたいなと思うんですけど、そういうことができるのかどうかっていうことですね。先ほど町が出向いていって町が説明しますよっていうのに対しては当然出れるのかもしれないですけど、企業さんが個々を相手に説明開くときに、議会ちゅうのは、議員っていうのは参加できるのか、傍聴者で行けるのかっていうのがいま一つ分らないですよ。どうなんですかね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

分らないので、私も。ただ、そういう、今日の委員会の内容がこういうことがありましたよということは事業者には伝えていきたいと思いますし、町がする場合も、対象をどなたにするかという状況によっては、やはり議員さんに来ていただくということが

オブザーバー的な話なのか、一般の方として入ってもらえるのか、いろんな状況があると思いますので、そこについては検討をさせていただきます。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ちょっと今言われたんで、オブザーバーはまずあり得ないんで、一傍聴者として行くってだけのことだと思う、議員の一人一人の意見なんてその場で言うべきことではない。なので、ちょっとそれだけ。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

失礼しました。対象とその内容によって、一般の方が参加できるかどうかという判断は私どもはやっぱり必要だと思いますので、またそこは御意見を踏まえながら考えていきたいと思います。

○前田委員

ありがとうございます。

○井川委員長

以上で前田委員の質疑を終わります。

続きまして、町田委員。

○町田委員

また主要施策の成果の50ページに衛生費で出ています、4款、2番の一般廃棄物の収集事業と、それから4番の再生資源の収集委託事業と、関連なんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、数字が出てて、そんなに、何ていうかな、増えたり減ったりっていうのが極端にあるっていうことはないんですけれども、ちょっと、軟質プラスチックを半年ぐらい前からですかね、7月。（「7月から」と呼ぶ者あり）3か月ですよ、なので、そんなに多くのデータはないかも分かりませんが、そういうものの取組状況、回収状況とかっていうのを知って、それで、まずそれ、状況。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

軟プラを今申し上げましたとおり7月から開始しまして、7月は250キロ、8月は560キロ、9月はまだ終わってませんが、今、半月ぐらいのところで見たとこでいうと420キロで、毎月増えている状況、御協力いただける方が増えてるというふうに判断してます。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

それで、増えてますよね。私も、ああ、いいことだなと思って、個人的にも集めてるんですけれども、物すごい量があるんですよ。なので、これって、これをさっき言いましたように、一般廃棄物のごみ収集場に行くのの費用も減りますけれども、代わりに軟質プラの処理費みたいなものが発生します。そういうものの関連というか、関係性というか、私は軟質プラスチックを大いに賛成なんですけれども、果たしてこれをわっといっぱいみんなが出すようになって、一般ごみが減りますね、当然。そういうものの処理費関係とか、そういうの、採算とか何かではなくて、エコで環境に優しい再生を進めるんだという、そういう考えの下にされるのかっていう課題なりありましたら教えてください。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

プラスチックに関する法律も改正をされまして、基本的にプラスチックをリサイクル、全てのプラスチックをリサイクルしなくちゃいけないという流れは全国的に起きてます。そういう中で、やはり北栄町のごみ行政というのは、中部ふるさと広域連合にその業務の一部を任せるといいますか、ふるさと広域連合が担うという形でしております。そのスケジュール感の中では、令和12年度にリサイクルのリサイクルを実施するんだということが方向性としてそこは昨年度出ました。一昨年から検討が始まって、昨年度、明確にそこが出てきたということなので、今後、中部全体では進んでいくというのが一つ。その中で、マテリアルリサイクルっていう言い方があるんですけど、資源を資源に、また製品にしていく、循環、ぐるぐるぐるぐる回していくっていうのがマテリアルリサイクル。こういうやり方でプラスチックをリサイクルできるようにしていきましょうっていうのが今の状況であります。町としましては、以前から住民、助成団体の会員の中でもたくさん御意見をいただきながら、既に琴浦町も軟質プラスチックの拠点回収をされてるということがありましたので、やはり北栄町も中部ふるさと広域連合全体の流れを待たずに一步踏み出すべきじゃないかということで、今年度から拠点として御協力いただけるお店をお願いしながら、了解得ながら始めたというのが今の状況であります。

そういう中で、当然これをするによってプラスアルファのお金はかかっている状況はありますが、当然ごみの減量化で、一部そのほうきリサイクルセンターに出るごみも減っている部分があるとか、あるいは、やはり先ほどから、もう世界ですよ、国際的に資源を循環させなくちゃいけないという流れの中では、ある程度そういう経費が多少かかったとしても推進していかなくちゃいけないという状況で一步を踏み出したというのが今の北栄町の状況です。これをより充実するように進めるということになると、例えば課題面としては、拠点回収の拠点をもっと増やせばという、例えばそういう話であれば、その御協力いただくお店が何店あるか、今回もう何店か結構回ったんですけど、協力いただけるお店と協力できないって言われる店があるので、やっぱりその御協力がありますし、これをステーション回収に全部しようと思えば、今度は収集運搬事業者がその収集する曜日とかいろんな、かなり今分別が増えてまして、それを対応することに対して、対応できるかどうかということの状況もいろいろ判断していかなくちゃいけないとか、行く行くは広域連合もするという状況がある中でどういうふうに進めていくとか、そういうことが課題だというふうに考えてます。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

琴浦町に次いで、北栄町は2番目にされたので、すごくいいことだなと思いました。大賛成なんですけれども、実際集めてみると、あれってかさ高いんですよ、結局。何ていうか、ナイロンみたいなもんだとぐちゃっとちっちゃくなるんですけども、ペットボトルの外側の部分とかはちょっと硬めなので、入れてもかさがどんどんすごく増えるんです。なので、これって回収して、一般ごみで出すのは減る、この今の軟質プラスチックは結構かさは多いんだけど、グラムで支払いされるんでしょうか、両方とも。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

仕組みでいいますと、シルバーさんに、拠点から今、旧中央保育所に集めます。それを事業者、三光という境港にあります会社が、これはサーマルリサイクルなんですけど、RPFだったかな、すみません、ちょっと今探せないですか、たしかごめんなさい、

間違えたら訂正しますが、RPFという固形燃料化して、より燃えやすくすると、CO₂を出しにくくする、出す量を減らすということの取組をしてるところなんですけど、そこへの運搬費と処理費がかかっているということになりますので、それは従量でやってるというのが条件です。

○井川委員長
町田委員。

○町田委員

大体分かりました。ありがとうございました。

多分質疑か何かでほかの議員の方が質問されたんじゃないかと思うんですけども、各自治会で収集したらどうかっていう意見があったような気がするんですけども、そういうことを考えられませんか、収集、さっきちょっとなかなか大変だって言われたんですけども、やはりどっかの商店とかっていうよりも自治会に集めるのがいいんじゃないかと個人的には思うんですけども、みんなが出しやすくないかなと、回収方法をちょっと考えてもらってと思うんですけど、いかがでしょうか。

○井川委員長
杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

やはり広域、中部全体という話で令和12年度には多分確実にそこに進んでいくんだろ、検討をして。そういう状況の中で町としてどこまで実証試験的に、あるいは率先行動としてどこまでやるかっていう話の部分で、そこにはお金の話も当然ありますし、あと、当然ごみ袋、要は収集の方法をどうするかっていうことで、いろいろ制度的に整えなくちゃいけない部分とか、やっぱり自治会の収集日が増えると、ごみ当番とかいろんなことでの対応もありますので、そういうことに対してどのぐらい整えていけるかっていうことで、様々な御指摘いただいたように課題がありますので、それを全体の意向と住民さん、意識の高い人はやっぱりたくさん北栄町、おられるなと思います。意識の高い方もたくさんおられたりして、すごく出してくれるので、本当にいい取組をしたという声も届いてますし、もっとやったほうがいいんじゃないかという声も届いてます。そういうことを全てひっくるめた、ただ、町全体でやるということになると、やっぱりその部分の取組の仕方っていうのはいろんな制度を整えていかなくちゃいけないこともあるので、検討事項とは考えておりますが、今こうしたいということと言えることは、今言ったことの課題の整理がまず最初かなというふうに思っています。

○井川委員長
町田委員。

○町田委員

といいますのは、私は、東宝ストアは出せますね、あれを。ごみ袋みたいなのにいっぱいにすぐなるので、持っていくんだけど、何かアイスクリームの入れ物みたいな、ああいう回収箱がありまして、いつ行ってもいっぱいなんですよ、そこが。ということは、これからまた回収される、各家で多くなると、そういうところに集中してすぐいっぱいになったり、はみ出たりっていうことになるんじゃないかと思って、量が増えることを想定して、各自治会でもやったら、相当普通の一般ごみみたいな感じの量っていうのかな、になってくるんじゃないかなと思ったりして、さっき言いました。それをこれからも進めていっていただきたいと思います。

○井川委員長
杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

御意見ありがとうございます。検討していきます。

補足としては、東宝ストアとかはいっぱいになると、東宝ストアさんは本当協力的でして、出して、また空にさせていただいて、なるべくずっと入れ続けられるようにしていただいているということは聞いておりますし、また、町のほうも声がありまして、よく多く出るところにはもうちょっとたくさん入るような仕組みを整えたりもしているところもありますので、状況を見ながら進めさせていただければと思います。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

すごくプラスチックのことは気になってて、個人的にも。海洋プラスチック、ああいうのの処理はどんなふうになってるんですかね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

基本はほうきリサイクルセンターにおいて処理してます。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

誰が回収、どのように回収される。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まず、沿岸自治会の方のごみ収集で海洋プラもたくさん集まってくるので、それで処理をするというやり方も、あとボランティアの、町田委員も御協力いただけてますが、ボランティアの方のそういうのも、町のほうがここに置いときますよとか言っていただければ、それを事業者に取りに行っていていただけて処理をするとか、あるいはボランティアの一部では燃えるごみで処理もできますので、袋に入れて収集に出されるという状況もあります。

○井川委員長

よろしいですか。

○町田委員

ありがとうございました。

○井川委員長

では、以上で終わります。

以上で環境エネルギー課の質疑を終わります。

続きまして、地域整備課。

前田委員、お願いします。

○前田委員

北条川放水路というか、北尾の工事のことでお聞きしたいなと思ってます。令和4年の7月の説明会があってから、あそこ通るたびに、埋蔵物の調査があったり、そういうのはあるんですけども、令和4年7月の説明から、僕はほぼ毎日みたいに通るんで、測量の人がおったのと、埋蔵物の以外、ほとんど全く動いてないと。このフロー表、あのときのスケジュール見ると、令和5年には用地測量と用地調査に着手してって、そうすると、結構今もう令和6年、形が見えてきてもいいのかな、もう少し何か具体的な形見えてきていいのかなっていうのと、やっぱり放水路、北条川の水害対策のために鉄道の付け替えとか、あと、あそこの渋滞対策のために道路が変わるというのを、やっぱりもう少しスピード感持ってならんのかなっていうのがあって、今どの辺まで行ってるのかな

っていうところと、今後のスケジュール的なものを分かる範囲内で説明いただけたらな
と思いますけども。

○井川委員長

中原課長。

(モニターに資料を映しながら説明)

○中原地域整備課長

ありがとうございます。では、今モニターのほうに該当の場所の図面を提示させていただいております。県が行う事業ということもありまして、正式名称が右上のほうに書いております、北条川河川改修県道上井北条線道路改良という事業で実施をしております。先ほど委員おっしゃったように、2年前、令和4年の7月に県土整備局のほうに来ていただきまして説明をさせていただいたときから委員の皆様には説明ができておりませんので、改めてこの場をお借りして説明申し上げたいと思います。今回、5分、10分説明させていただきますが、よろしいですかね。

○井川委員長

はい。

○中原地域整備課長

今回、2年前の説明になりますので、改めて、現場がどういう形に変わるのかというところの完成図の説明と、スケジュールですね、現在の進捗状況だったり今後の予定について、この2点について説明をさせていただきたいと思います。

まず、完成図ですけども、色がついております、赤だとか緑とか黄色とかついておりますんで、この色がついてるのは完成後の位置を示してるものでございます。赤い(オレンジ)色がついていますのは、県道だったり町道に係る部分でありますし、緑の横線が入っていますがこれはJ Rの位置になります。現在の位置がちょっと見えにくくて申し訳ないんですけども、J Rの今の位置、黄色い線が見えますでしょうか、これが今、J Rの線路の位置でございます。J Rの線は北側のほうに少し移動する形となります。緑の線がJ Rの線路でございます。水色の線ですね、この辺り、中心に見えるのが町道北条西線でありましたり、米里のほうから来ますと北条南線の位置が少し変わるというところが大きなところでございます。それと、河川ですけれども、北尾の交差点、ローソンがあったり、北側のほうにはガソリンスタンド、旧鳥銀の支店があった交差点でございます。その北側のほうには放水路のほうが続いておりますし、西側のほうには北条川のほうが流れていく形になるんですけども、その上流側については細い幅となっております。これを拡幅しようというような事業でございます。黄色の部分については、埋蔵文化財調査予定地と書いておりますけれども、この幅ほどではないんですけども、河川の幅は放水路と同じぐらいの幅に上流側も広がっていく形となります。まず、河川の幅が広がるということが一つありまして、次に、県道の関係でございます。上井のほうから県道上井北条線というものが来ております。このJ R橋と書いてありますが、ここは北尾の踏切となります。ここまで直進、現在はJ R橋の交差点、北尾南交差点と言っておりますが、この南交差点で北条西線と向かい合いながら、そして、南北の線でございますと町道の北条南線と合流したり、この北側の北条交差点のほうに向かうような形で交差点形状となっておりますが、これが将来、改良後についてはほぼ直線に近いような形で上井北条線が北条交差点のほうにつながる形になります。現在の北条西線、西のほうから来る道については、現在は北条川を渡って先ほどの北条南交差点のほうにつながるような形状が現状なんですけども、これが形が変わりまして、旧Aコープ下北条店のところですね。郵便局があるところの南北の道に入って、現在、この北条西線はずっとこの北条南交差点につながる形になっとるんですが、それが、ここは通行止めになりますので、この踏切を渡って、線路の南側を沿いながら行って、川へ、さらに上流に上

って、ここの北尾新橋っていうところの橋になるんですけども、ここで北条南線の町道、これ町道なんですけれども、これにぶつかる形となります。その北条南線についても、現在は踏切のところで交差点とぶつかる形になって、真っすぐな形になってるんですけども、それがちょっと右に折れながら県道の上井北条線に三差路の形で合流する形となります。というような改良工事を予定しております。完成図は以上でございます。

現在の進捗状況ですが、左の下の方にこれまで行った状況と今後の予定もちょっと書かせていただいております。令和4年度に委員の皆様にも説明をさせていただきましたし、地元ですとか関係者の皆さんにも説明を県のほうが実施したところでございます。令和5年度には用地測量だったり用地調査の実施がされたようでございます。記載はしていませんが、先ほどの真ん中の黄色い部分ですね、埋蔵文化財調査予定地と書いております。ここについて、埋蔵文化財、本格調査をする必要があるかどうかを確認するための試掘調査というのを町が実施します。これは昨年、町の教育委員会のほうが実施をしておりますし、また今年度も実施をしております。その試掘の調査結果によって、本格調査が必要かどうか、必要であれば、令和6年度に県のほうが本格調査、文化財の本格調査を行うという予定となります。令和6年度に用地買収一部着手と書いております。河川の西側に住宅があったんですけども、それが支障になるという形で、川を挟んで東側のほうに移転をしていただいております。現在、宅地造成も進んで、建設の準備が進んでいるというような状況でございます。それが令和6年度までの状況でございます。

では、今後、令和7年度以降に行きます前に、まず、この事業の完成時期であります。以前の説明でも申し上げたかもしれませんが、長く時間がかかる事業でございます。もう15年、20年がかりの事業でございます。やはり河川を拡幅するという事業はかなり時間を要する事業であることと、もう一つ、JRの線路が軌道が変わるという話をさせていただきました。これは橋の架け替えが必要であって、仮の橋がもう将来の橋になるというようなイメージであります。由良のあそこの六尾の由良川のJR橋架け替えしたときも場所は移動したかと思えます。仮の橋を通る道がそのまま現在の線路になっている状況ですが、同じようなやり方で進めますので、橋の架け替えのためにJR橋が、線路の軌道が変わるわけですけども、これがかなりやはり時間がかかるようであります。現在も今、見込みが立っておりません。令和の10年度代であろうかなというような見込みを考えておりますけども、そういったことで、この事業が完了するのがもう15年がかり、20年がかりであるというようなことをまずよく御認識いただければと思います。

そうした中で、来年度につきましては、埋蔵文化財本格調査、必要であれば県のほうが行います。そして、左折レーンと工事着手予定と書いております。この北尾の交差点から北尾南の交差点、皆さん御存じだと思います、現在、渋滞が多く発生しております。その事情としましては、列車が通過するときに踏切が下りるんですけども、南に行こうとする車が踏切待ちということで、この辺り、車が並んでしまいます。この道は上井のほうに行きたい車もあるんですけども、この踏切を待つ車のせいで、上井に行きたくてもここで足止めを食ってしまうと。その関係でさらに交差点内に進入できない、南側が行けない車が北側だったり西側のほうに並ぶというような状況があります。県のほうは、上井に抜ける車を流すことを目的にここに左折レーンを先行して実施する予定です。これがそうであります。直進で踏切待ちの車も並ぶんですけども、左折レーンを設けることによって上井に行く車を流して、ここの渋滞を緩和するというような工事を令和7年度から行うように予定をしております。さらに、これはまだ実施時期がはっきり決まっておりますけれども、河川拡幅の関係で北条橋、放水路との入口といいますか、この北尾交差点のところですけども、橋の架け替えの関係で、現在の県道ある道をこの南側のほうに仮設の橋を設けるような工事もある近い将来先行して行うような予定となっております。

ます。

以上、まだまだお話しできる部分が少ない状況ではございますが、このような状況を予定しているということで聞いておりますので、以上、説明とさせていただきます。

○井川委員長

いいですか。

○前田委員

短いんで。ありがとうございます。非常に残念な、かなり長いってことをお聞きして、残念だと。一般質問でも、ここは車の流れがすごいので、将来的に商業地でもなんていう話をして、町長からもええ答弁もらっとったけん、町長に頑張ってもらって少しでも早く完成するようになっていくのですけども、先ほど言われましたけども、あそこの渋滞っていうのの原因が、あまりにも、この由良の橋もそうですけど、交通事故対策なんで仕方がないのかもしれないですけど、踏切が開かずの踏切なんですよ。1分以上下りとのわけですよ。もう全然来ないんですよ、汽車が、下りてから。だから、いつまでたっても車は動けないっていう。その辺をJRのほうに、確かに左折のレーンつくるのもあれかもしれないですけど、あまりにも長いこと遮断機が下り過ぎじゃないかっていうところを一度、それルール上、法律で決まっていますとかつちゅうことがあれば仕方がないんですけど、ちょっと長いなと思って、それでずっと大渋滞を起こしてしまうっていう。ちょっと左に曲がれば、ちょっと遠回りだけど、渋滞避けれるんですよ、皆さんが海側から来たら、北尾の交差点をそのまま行かずに、左側の山田石油側に回って、ちょっと遠回りだけど、向こうから抜けていくつちゅう車も多いとは思いますが、そこは遮断機もう少し何とかならんかなというのも一つあるんですけど、どうですかね。

○井川委員長

中原課長。

○中原地域整備課長

町としまして、JRに要望できるチャンネルがあるかどうかって私はちょっと今認識してないんですけども、県のほうにも相談しながら、そういうことが可能かどうか、伝えられる場面があるかというのは探って、お話しできる場面があればしてみたいと思います。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

かなり長そうなので、非常に進まないなと思ってちょっと思ってたもんですから、ちょっと状況を聞きたかったっていうのもありますし、この2年前のこれを、私もええことがあるでなんて言って地元の人らにこういうのを見たりしてもらったと、やっぱりええね、ええねって言ってからいつになるだって話になっちゃって、あと、水害対策なんで、JRさんの建て替えも時間かかるかもしれないですけども、やっぱりちょっと要望活動をもう少ししていただいて、いつ水害があるか分かりませんし、今、大雨も多いので、1年でも早く線路の付け替え、橋の付け替え、川がスムーズに流れるようにちょっともう少し頑張っていただきたいと。以上です。

○井川委員長

中原課長。

○中原地域整備課長

要望活動、積極的に行っていきたいと思います。事業が早く完了するというのが私たちの願いでもありますので、それに向けては実施していききたいと思います。以上です。

○前田委員

お願いします。

○井川委員長

すみません、ちょっと時間過ぎますけども、最後に、観光交流課。

油本委員。

○油本委員

すみません、今ＪＲ、踏切の話がありました。実際に私も当事者、その由良の踏切なんですけども、あのときの工事で踏切をちょっと移動されたんですよね、線路。それで幾分緩和されたという話も聞くんですが、そういうプランはＪＲさんのほうには全然ないんですか。

○井川委員長

中原課長。

○中原地域整備課長

ＪＲの意向はまず知ってないというところでお答えをしたいと思うんですけども、今回、目的は、河川の拡幅で橋を架け替えなければならない、それに伴ってＪＲの軌道を変えなければいけないという、その町であったり道路、県のほうの事情でありますので、ＪＲ側のほうの意向というのは反映されてない内容だというふうに認識しております。以上です。

○井川委員長

いいですか。

では、以上で終わって、次に、最後に、観光交流課。

前田委員。

○前田委員

これも商工会との意見交換会のときに、商工会の会員さんのほうから民泊、今、民泊事業にしてるんだけど、同じ中学校等が修学旅行というか、交流事業かな、で宿泊したときに、北栄町内に民泊をしとられる方はふるさと館の割引が利くんですけど、倉吉市、旧関金町がかなり1,000人規模等で受け入れとられるんですけども、関金町や倉吉市に泊まれる方はふるさと館に来て割引が受けれないと。それってどうなのっていう話が出たときに、私もちょっと出しゃばったようなことで発言させてもらったんですが、それって、そうですね、せっかくふるさと館というか中部に来てもらって、中部で民泊で宿泊してもらってるのに、一つの事業として、同じ中学校内で片や割引が受けれる、片や割引が受けれんっていうのはちょっといかがなものかなというところがあったので、申入れじゃないですけども、ちょっと聞いてみますわということで、言わせていただきました。

関金町のほうは、その民泊事業のときに関金町等に泊まっておられる方はほとんど湯命館に、温泉に入られるんですよね。私もちょうどその日に関金町で湯命館で会合があったもんですから、行ったらすごい靴の数で、何だらあかいって言ったら、そういうことで、せきがね湯命館の理事の人が知り合いなもんですから聞いたら、割引しとると、その温泉代を。ただではないですよ。割引して入ってもらったとということを言いよられました。なら、北栄町の人が入りに行ったらどうなるのって言ったら、正直、分かんない。なので、そこら辺も含めて、やっぱり同じ事業として、修学旅行的に来とられるんだったら、中部一緒、一つの民泊事業として受けている以上は同じようにしてあげれんのかなっていうところがあって、今日はちょっと聞きたいなと思いました。以上です。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

お答えいたします。まず、倉吉市のほうに民泊で来られた方、それから北栄町でとい

うところの民泊で来られた方というのがありまして、まさに今、委員がおっしゃったように、都市部のほうからの修学旅行生を受け入れて、農家民泊という形で受け入れておられます。まず、倉吉市にたくさん農家民泊の協議会があって、そこで人数が受けられない人数のところを、北栄町が補完と言ったらちょっと失礼ですけども、カバーして受け入れている。今、協力家庭が北栄町の農泊協議会さんで15家庭ありますので、そちらの中で都合がつかれる御家庭で倉吉市さんだけで受けられない部分を受け入れていただいております。その中で、農家にまずお泊まりになられて、中学生さんが修学旅行として泊まられての、いわゆる農家さんで田舎体験をされるというのがこの修学旅行のメニューのひとつの目的になっております。その中で、ふるさと館を御利用いただいているパターンというのは、往々にして雨が降ったりして、例えば畑仕事のようなことがなかなかできないときであるとか、あと、時間が空いて、例えば1泊されて、次の日また倉吉市にお連れして、そこでバスで次のところに向かわれるんですけども、そこまでの時間が空いている時間があつたりとかつていうところで、受入れをされた農家さんが、皆さんがふるさと館にいらっしゃる、連れて来られるわけではなくて、そういう事情で時間が何らかの形であった場合に、先ほど委員御指摘のような形で、町内に民泊をされたところについては、観光交流課で北栄町の農泊協議会の事務局を担当させていただいておりますので、そちらについては、いわゆる入館料を半額相当、割引をさせていただくという形を取らせていただいております。

倉吉市のほうにつきましては、以前からの倉吉市のほうでは、北栄町は今、観光交流課で事務局を持っておると言いましたけれども、倉吉市のほうは、いわゆる受入れ農家さんの中のお一人でコーディネーターというお立場の方がおられます。その方には倉吉市さんのほうから、いわゆるその方の年間の活動していただくだけの賃金相当が補助金として出ておられるようですけども、そういう方をお願いされて、その方が差配されておられるようですけども、そちらと当時のその話を、ふるさと館での受入れをということを令和元年ぐらいに当時の担当者としてとったようですけども、その申合せの中では、北栄町にお泊まりになられとるところに関しては半額相当で、倉吉市のほうでは先ほど議員おっしゃったように、確かに湯命館のほうの割引を設定されておられるというところがあるようで、基本的には倉吉市の方が北栄町のほうにお連れになるっていうことは想定してないというところもありましたので、町内のところにお泊りの方に関しては半額相当、倉吉市の方が仮にいらっしゃるということであれば、これ、通常の道の駅なんかでもお配りしておる100円割引のものでですけども、こういったものを提供することができますので、こちらを活用して入館いただいたらどうでしょうかということで御納得をいただいておりますという状況でございます。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

その100円割引は置いといてね、いわゆる同じ中学校の生徒の中で差がついたらいけないって言われるので、ちょっと実情よく分かりましたんで、あまり細かく言うべきことではないなとは思いますが、そこら辺、でも、なかなかそうやって倉吉市の1,000人からの修学旅行の農家体験で来た子どもが、倉吉市の方はなかなか北栄町のふるさと館には来ないかもしれませんけども、来ないんだったら、逆に、1,000人で全員半額にせいっていうのはえらいことになっちゃいますけど、例えばそのうちの5人、10人、雨の日に手が空いたからちょっとコナン館、ふるさと館行こうかえみたいな話になったときに半額の補助があるでみたいなほうが、後、リピート、そういう子らも大きくなってからまた自分の配偶者の方や子どもさん連れていってみようとか、そういうことにつながっていくのかなと思うんでね。逆に言えば、多くないからやりやすいなっ

と思うんですね。半額。そういうところで、倉吉市さんの農家民泊の方でも、例えば、スケジュールきつきつなんで土日来る時間はないかもしれないんですけど、こうやって雨の日に農業体験ができん、一日やることがないっていう方には、北栄町のふるさと館どうですかみたいなようなことを一つのプランとして掲げとけば、半額補助しますよと言えば、またそういう子らも来てくれる、将来的なりピーターになってくれるっていうことをひとつ考えてみてもらえんかいなと。どうですかいな。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

委員がおっしゃるお気持ちの部分はすごく理解はいたします。ただ、先ほどこちょっと冒頭でも申し上げたんですが、ふるさと館の見学というのは、そもそもといいますか、本来、倉吉市でも北栄町でも農家民泊をされて受け入れておられるというところの観点で考えましたときに、本来いわゆる田舎暮らし体験、農業に関わる体験ということそれぞれの受入れ農家のほうで中学生さん、来られた学生さんに体験をしていただくというところがあります。その観点で申し上げると、やはりふるさと館に入館というのは、本来、いわゆる青山先生の作品を、展示を見ていただくということになりますと、いわゆる田舎体験、農業体験というところが必ずしもそれに合致するというふうにはちょっと我々は認識しておりませんで、先ほども申しましたように、例えば雨が降ったりしてやむを得ず時間が空いてしまうだとか、出発までの空いた時間などで入っていただくというところで整理はさせていただいておりますけれども、あとは、いわゆる農家民泊ではなくて、通常の修学旅行というような形で立ち寄られるパターンも当然ふるさと館のほうはたくさんございます。そういった場合はいわゆる通常の料金、当然、人数が20人以上でしたら団体割引という形で、結果的にこの割引と同じ金額で受入れをする格好にはなりますけども、そういった形で受入れをさせていただいているという状況もありますので、その辺りはちょっとやはり、何ていいますか、農家民泊でいらっしゃるところと、ふるさと館にそうやって、一方で、農家民泊ではないけれども、学校行事であるとか一般的な修学旅行という形で来られるパターンもありますので、そこでの考え方をきちんと整理をさせていただいた上で、受入れを半額にするのかどうなのかというところはちょっと整理をさせていただけないかと思います。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

難しいことは難しいでいいんですけど、今の答弁聞いちゃうと、逆に、修学旅行生が普通に団体割引で入ってもらってますよ、なら、逆に、何で北栄町に泊まる子だけ半額なのっていう話なんですよ。北栄町に泊まったら半額になるんだみたいな。そこら辺が、逆に、半額にしとる意味って何なのっていう話になっちゃうので。いろいろ、何ていいますか、コーディネーターの方だとか、農家民泊の規約だとか、いろんなことがあると思うんで、僕は無理言う気はないんですけど、そうやって商工会の方がどうなのっていうふうに言っとられることに対して、やっぱり回答も出してあげないといけませんしね、こういうことでちょっと難しいんだよとか、そういうことを回答出してあげないといけないんで、ちょっと内情も含めてお聞きしたというところです。

以上です。ありがとうございました。

○井川委員長

ありがとうございました。

この件について、ほかの委員さんはよろしいですかね。

なければ、以上で所管調査、終わらせていただきます。

暫時休憩をし、11時から再開をいたします。

(10:49)【小澤福祉課長、中原地域整備課長、永田観光交流課長、杉本環境エネルギー課長 退室】

(10:49～11:02)【休憩】

(11:02)【前田健康推進課長 入室】

(2) 付託議案の審査

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

そうしますと、審査事項の2番、付託審査に入ります。

本定例会におきまして本委員会に付託された議案は2件でございます。また、付託された陳情は1件でございます。

審査につきましては、お手元の日程に基づいて行います。

では、審査事項の2番、付託議案の審査に入ります。

審査の手順でございますが、まず、議案についての質疑を行いまして、執行部退席後に採決に入りたいというふうに思っております。

では、これより各議案に対する質疑を行います。

ア 議案第88号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について（健康推進課）

○井川委員長

議案第88号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議についての質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

では、以上で本案に対する質疑を終わります。

イ 議案第91号 北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（健康推進課）

○井川委員長

次に、議案第91号、北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

ないようでございますので、以上で本案に対する質疑を終わります。

では、前田課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

(11:04～11:05)【休憩】

(11:05)【前田健康推進課長 退室】

討論・採決

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

それでは、ただいまより討論・採決に入ります。

初めに、議案第88号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

て、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

ないようでございますので、討論を終わります。

では、本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手(6名)〕

○井川委員長

全員賛成でございます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号、北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

では、討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で付託された議案の審査は終了いたしました。

委員会報告につきましては、どのようにまとめましょうか。委員長に御一任できますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

では、御異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

(3) 陳情の審査

〔陳情第6号〕機能性表示食品に係る審査の厳格化についての陳情

○井川委員長

それでは、続きまして、日程の3、陳情の審査に入ります。

令和6年度陳情第6号、機能性表示食品に係る審査の厳格化についての陳情が出ております。この機能性表示食品に係る審査の厳格化についての陳情の件に関しまして、皆さん、既に読んでおられたと思いますので、皆さんの御意見をお伺いいたします。

油本委員。

○油本委員

お手元のSide Booksにアップしていただいたと思うんですが、この裁判が始まってらしいんですよ。7月からもう始まってらしくって、ですから、まだ結審までは聞いてないんですよ、探したけど、ないんですよ。ですから、恐らくこれはまだ係争中じゃないかなと私は思いまして、いわゆるそれを陳情として取り扱うための条件というものがありまして、そこに当てはまるんじゃないかと。これが、北栄町議会請願・陳情の取扱いに関する要綱というものがあって、その16条の2の(3)、裁判等で係争中となっている事件と関わるものということがあるんです。ですから、これを果たして陳情としてうちの委員会でも、扱うことはどうかなと私はちょっと思ったものですから、これを今、上げさせていただいたところでございます。私としては、もし係争中であるならば、これは陳情として取り扱わない方がいいんじゃないかなと私は思っております。

○井川委員長

ほかの皆さんの御意見はどうでしょうか。

前田委員。

○前田委員

私は本当は採択すべきだなっていうところで思ってたんですけど、係争中のはっていう、先ほども送ってもらってまして、ただ、一度陳情として受けちゃっている以上は、今から裁判中だから何もしませんよっっちゃうわけにならないので、ただ、出せないんだったら、もう継続するしかないかなというふうに思います。できるのか、すみません、取下げができるならできるということですし、そこは皆さんが裁判中のことはやめようやっていうふうになったときに取下げができるもんなのかどうかということをやっと確認を取りたいんですけども。

○井川委員長

事務局、どうですか。

○手嶋局長

そういたしますと、事務局からの説明をさせていただきます。

この陳情につきましては、提出日が5月の28日でございます。この時点では係争中という情報が我々の中にはちょっとなかったものでございます。受付としては成立をしているものとなっております。

なぜこの5月に受けたものが9月になったのかというところをちょっと少し説明させていただきますが、この9月になりましたのが、議会の申合せ事項によりますけれども、議会の申合せ事項には、少なくとも直近の定例会が開催される何日前までに議会運営委員会を開かなければならないという、議案について上げられる陳情も含めて、そこまでに提出しなければならぬということになっておりまして、その日には間に合っていなかったために、このものを次の議会に送るしか方法がなかったというのがございます。そのために、今回9月ということで、手続上では既に成立はしていますけれども、9月となった時点では、先ほど委員がおっしゃられたように、係争中になってしまったために、受付は成立している以上、それを取り下げたり本人に返すということができない状態となっているものであります。

その上でお話をさせていただきますと、既に係争中ということで北栄町のここにも上げております規約に該当してしまったわけですが、既に議会、本会議からこのものは予備審査をするということで委員会に付託をされている状態です。委員会としての結論を出す方法は、まずはこのものが継続すべき内容が残っているかどうか、いわゆる継続審査かどうかというのをまず諮っていただくことが必要になります。その上で、継続すべき審査内容がないということであれば、採択か不採択を決めていただくしかないものであります。例えばですけども、議員必携に書いてあるのは、願意が妥当性を欠き、実現の可能性のないもの、あるいは市町村行政なり議会の権限に属しない事項に係る、いわゆる今回はもう既に係争中となって、町のいわゆる権限に属しない事項となってしまっているという状況でございますので、議員必携の中では不採択にするほかないと記載があります。ですので、この場では皆さんに不採択となることをまず前提として、採択か不採択か継続協議なのかということ審査していただいて、委員会の意見というのを、報告というのをまとめていただく必要がございます。その上で、委員会が報告をされますと、今度は本会議の場に場を移して討論・採決ということになりますので、委員会報告に対して、その場で改めて採択すべきものになるのかどうなのかということになると思っています。既に成立をして、既に受付も正当性を欠くことなく受け付けたものですので、もう取り下げお返しをするということができない状態となっておりますので、何らかの結論をここを出して本会議に送っていただく必要がございます。以上で

す。

○井川委員長

どうぞ、前田委員。

○前田委員

ということです、この陳情自体が紅麹のことだけを、それを引き合いには出しと
んなるんですけども、紅麹のことだけを言っとられるわけじゃなくて、今後同じような
ことがないように厳格化をしてくださいねっていう陳情ではあるんです。ただ、陳情結
果を出すことに、例えば僕は採択をしたいなって言いましたけども、それによってこの
裁判に、全国のこういうことがあって影響を及ぼしてもなんだなと思ってます。今日の
テレビでは、この紅麹のこの病気というか、障がいとかを残された原因が今日ここに来
るときに、プベルル酸っていうのが原因だということがどうも解明されたというところ
で、ただ、そういういろんなものを使ってサプリ、今、サプリ飲むのが何年も前から流
行ってる、流行ってるというか、当たり前になってるんですけども、そういう厳格化す
るようなことがないんだったら、やっぱりそういうことは国が主導して厳格化してい
かないけんっていうのがあったので、採択って思ってたんですけども、先ほどの件も含
めて、係争中っていう面も含める、あと、何の問題もなく陳情を受け取って何かを
返さないといけないということになると、私は採択が本当はしたいんですけども、不採
択として返すのはあんまりだなって思ってるので、採択がしたいんですけども、及ぼす
可能性があるということになると、私は継続をしたほうがいいでないかと思います。今
後もこの件を含めて、局長さんが先ほど言いましたみたいに、もう全く新しいことも出
てこんっていうことではなくて、今後も何かいろいろありそうなのでというところが自
分の思いです。以上です。

○井川委員長

そのほか、委員さん。

津川委員。

○津川副委員長

この陳情は、機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化あるいは制度の在り方の見直
しをということがうたってあります。機能性表示食品の制度、2015年に規制緩和による
経済成長戦略に届出のみで国の審査はないっていうところが最初いろんな報道機関で言
われました。興和製薬の問題で出てきたわけですが、戻って、裁判等で係争中の事件に
関わるもので小林製薬の件が裁判に関わっているだけであって、機能性食品というこ
とに関してはまた別のことで、裁判所等で係争中の事件に関わるものとしての判断が
この陳情に対して適用されるかどうかっていうのが、ちょっと私は適用されないとい
うふうに思います。いや、そうじゃない、ちょっとでも裁判にかかったら駄目だとい
うことであれば、裁判等ってありますんで、係争中、争いだっていうことであれば、町
民同士の争いなんかも関わってきちゃうんで、ちょっと違うのかなと思ったりするん
ですが。私はそう思うんです。思うだけじゃちょっと駄目なんで、この申合せですかいね、
関する要綱の理解の仕方をもう一度ちょっとお願いしたい、説明を。

○井川委員長

局長。

○手嶋局長

そうしますと、ちょっと北栄町議会請願及び陳情の取扱いに関する要綱というのを開
いていただきまして、6ページになります。赤線を下線で引かせていただいております。
この要綱はこの2月に制定されたものでございます。この要綱を一つ一つどのものとし
て該当させるのかっていうのは、これから積み上がっていく、いわゆる判例のようなも
のを、例示を増やしていくのが今の状況になっているところでございまして、これなら

かかる、これならかからないという明確なものがあるものではございません。ちょっとでも係争になればそうなのか、それとも、陳情の本来の願意を捉えて、係争中の部分は確かにこの陳情のきっかけとなっているので、本来の願意のところにおいて、そのものを達成させるために意見として付すべきが正しいという判断を委員会でされたとすれば、その決断が今後もそう続いていく中身となりますので、そこを御慎重に判断をしていただいて決めていただければと思っています。なので、これが絶対なんだっていうものは今ない状態です。単にここに言いましたように、裁判等になっている係争事件っていうのは、もう既に裁判の結審によって状況が変わる可能性があるのも、それは既にもう議会の関知するところから及ばない、別の係争の場面に移っているために考えられにくい、これを捉えても意見として出すにふさわしくないっていうことでここには記載がしてありますので、今回のこのものを捉えたとすれば、本来の願意はそうではなくって、あくまでも機能性表示食品のこの紅麴のものは捉えたかもしれませんが、それに関連して同じような事件が起きたときのことも想定すると、この在り方がおかしいのではないかということに対しての意見ではございますので、ここでいらっしゃる委員の皆様で、いや、これは取り扱うべきだと判断をされれば、その判断が次の例示へとつながっていくものになるということで御理解いただけたらと思います。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

私の意見は、もう一度言いますが、これは該当しない。いわゆる大きく捉えて、機能性表示食品というものについての在り方をやはり国に対して物申すということが大事だろうと思います。以上です。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

私も同感です。陳情趣旨を見る限り、私は理解できるんですよ。このことによって係争中だからどうかっていうこともあるかもしれませんが、それから、裁判に影響があらへんかということもあるかもしれませんが、やっぱり機能性食品そのものについての陳情であります。私は採択するべきだと思います。

○井川委員長

ほかの委員さんは。

油本委員。

○油本委員

私、先ほど言いましたように、まず、係争中が引っかかるところがまず一つと、その次の次、町の事務に関しないものじゃないかということも感じます。ですから、これ、もう国レベルの話になってきてるんで、町が果たして陳情として扱うものなのかどうかというのをちょっとまだ疑問に、非常にちょっと疑問ですので、採択か、不採択か、継続か、この3つで選べと言われれば、私は不採択を選びます。以上です。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

私も不採択にしたいと思います。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

結論だけで。不採択で。

○井川委員長
前田委員。

○前田委員

私は、先ほど本当は採択がしたいんだけど、係争中とかって、及ぼすんだったら継続もありかなということをおっしゃっていただきましたけども、願意が、私も機能性表示食品というものに対して、皆さんが飲まれたことはあるかとは思いますが、飲まれてない方もあると。痩せるよとか、コレステロールが下がるよと、血糖値が下がるよ、いっぱい書いてあって、いろんなものを飲んでいただきましたけども、実際、自分には効力がないんですけども、そういうのが結局、自由になっちゃってるのかなって思うんですね。効能がなくて、効果がなくても、その人の体質だからみたいな感じで自由にある程度なって、いろんなサプリが出回り過ぎちゃってるのかな、自由に。そういうものも含めて、いろいろもう少し規制すべきじゃないかなって言うふうには実は思ってます。なので、本当は採択してほしい。

あと、先ほど国のとは言われましたけども、北栄町の町民さんがこれ、1人でも2人でもこれによって害を及ぼされる可能性が、障がいが残られるようなことになる、健康被害になることがあるっていうことをやっぱり考えないといけないと思うんです。国じゃなくて、町民さんが関わってくる可能性もあるっていうことを考えると、やっぱり私は取り扱って、採択すべきだと、願意に戻れば、採択すべきだと私は思います。以上です。

○井川委員長

ちょっといいですか。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

私もこれについては、機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化について、その制度の在り方とか見直しを国に求めることという陳情が出ておりまして、これが5月の28日に出ておるということで、国に何かそういうことをしてくれということなんですけども、28日以降に例えば、例えばじゃなしに、5月の31日にこの紅麹関連商品に対応する関係閣僚会合っていうのが持たれておって、その中で機能性表示食品制度等に関する今後の対応とか、既に国のほうではもう検討されとると。今後の対応としては、1に健康被害の情報提供の義務化、2番目に機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置、3番目に情報提供のDX化・消費者教育の強化、4番目に国と地方の役割分担ということがもう既に国のほうでも検討されておる段階でありますんで、あえてこれ、もう既に国のほうではこういうものを検討されておるということを考えると、あえてここではその陳情を採択までせんでもいいんじゃないかということ、私個人としては不採択ということではいいんじゃないかなというふうには思います。以上です。

前田委員。

○前田委員

ちょっと進め方として、おかしいです。一応、委員長ですから。一応、3対3で割れとるわけですから。意見としてはすごくありがたい意見をいただいたんですけど、ちょっと進め方が。3対3で割れとりますけん、委員長の権限でやっていただいたらいいと思います。ちょっと進め方がというところで。委員長の最後、3対3ですから、委員長意見で進めていただけたらなと思います。

○井川委員長

すみません、申し訳ございませんでした。ちょっと出しゃばっちゃって申し訳ございません。

そうしますと、今、この陳情について採択、不採択と、それぞれの意見が出ておりま

すので、もう、では、決を採らせてもらっていいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）
では、この陳情について、採択をされる方、お願いします。

〔賛成者挙手(3名)〕

○井川委員長

採択は3名。

では、不採択。

〔賛成者挙手(3名)〕

○井川委員長

3名。では、3対3ということで。じゃあ……（「委員長」と呼ぶ者あり）私は、不採択ということでさせていただきます。

では、以上、不採択ということで決定をさせていただきます。

さっきの委員会の意見につきまして。

○前田委員

先ほどの委員長が言われたような内容で、うまくまとめていただいたらいいんじゃないでしょうか。

○井川委員長

いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

じゃあ、ちょっと、なら、私のほうでまとめさせていただきます。

ちょっと休憩。

(11:29～11:31)【休憩】

○井川委員長

では、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

そうしますと、委員会の意見として簡単にまとめさせてもらおうと、「国において、すでに方向性が明確に示されているため」、どうでしょうか……（「はい」と呼ぶ者あり）
措置なし。

4 協議事項

(1) 12月定例会の調査項目について

○井川委員長

では、次、4番、協議事項に入ります。

12月定例会の調査項目について。

局長。

○手嶋局長

今9月定例会におきまして、所管事項の調査におきましては、事前に委員長へ申出をしていただきまして、委員長の判断により上がっていただくような、と議長と相談をさせていただいて上げていただくような話になっております。12月、まだちょっと先のような話ではございますけれども、所管調査で上げておきたいというその課があれば今も受け付けますし、それと、やっぱり12月になって入ってみたいとそのときの状況もあるから分からないっていうことであれば、そこまで踏まえて、委員長にできるだけ早く上げる課を、所管事項を通告していただくということを心がけていただけたらということで、もし今の段階でもあればお伺いしておくという程度のものでございます。

○井川委員長

これにつきましては、担当課のほうも答弁の準備がありますので、できるだけ早めに通告はしていただきますように。今回は3日前ぐらいでしたかね、最終通告が。できるだけ、できれば1週間ぐらいまでには通告はしていただきますようお願いをいたします。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）いいですかね。

（２）視察について

○井川委員長

では、次に、2番、視察について。

じゃあ、事務局のほうでお願いします。

○福島主幹

では、民経のフォルダーの中の一番最後につけていますけど、今現在での行程表と視察先に送っている質問項目をつけています。あと、視察に行くメンバーですけど、この委員の皆さん7名と、それから随員職員としては環境エネルギー課の三谷室長が同行しますので、よろしくお願いします。議会事務局は、申し訳ないですけども、同行しませんので、御了解ください。（「残念だ」と呼ぶ者あり）申し訳ないです。

今の段階がこれで、何か気づかれたこととかありましたら。行程表はちょっとどこに行くかとか、ちょっと寄るところなんかはある程度、旅行会社さんのお勧めなんかもありながら組んでもらっていて、距離感とか分かっておられる方で作ってもらっていますので、まだ確定までは言えないんですけど、おおむねこういう予定で動こうかなと考えています。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

まず、質問項目のところで、いろいろ発電の単位が書いてありますよね、キロワット。キロワットのKはこれ、小さいkなんですよ、本当は。ですから、ほかに出されるときは小さいkで、Wが大きく、これは必ずやってほしいです。まず、これ1件。

次、行きます。行程表、3日目の行程ですけども、果たしてこんなに必要だろうかと思うんですよ。例えば盛岡駅を11時に出る「はやぶさ」18号に乗れば、東京駅、14時08分に着くんですよ。それであれば、羽田空港を16時30分に飛び立つ全日空297に搭乗できて、鳥取空港は17時45分に帰着可能。ですから、このレンガ館とかパン屋さんに行く必要が果たしてあるのだろうか。私はそれを問いたいです。以上です。

○前田委員

一ついいですか。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

今日、初めてこれを見たんですけど、非常に観光っていうのが、大体、観光はしないっていうので。ただ、この間の会津若松城みたいに、向こうの視察先のほうが必ず行ってくださいね、ぜひ行ってくださいねっていうところに関してはあれですけども、これ、何かかなり朝早うに出て、観光して、見学してみたいなんだと、これが表に出るとちょっとまずいかなと私は思ってまして。相手の方がというのものもあるかもしれないですけど、旅行会社さんが一生懸命考えてごしなったと思うんですけども、例えば2日目の奥入瀬行って、十和田湖、行きたいとは、見てみたいなとは思いますが、ちょっとまずいんじゃないかなって思ってまして、どうなんだろうかっていうところはありますけども。ほかにも、外観のみ見学とか、ねぶたの家ワ・ラッセとA－F A C T R Yっていうのはちょっといま一つどういうもんか分かりませんが、ちょっとどうなんだろう

ようかっていうところがあるんですが。

○油本委員

私もそれ、言わなかったんですけど、2日目の今言われた行程もやたら余分なところが多いなと思って。もしそれを省けば現地到着ももっと早くなるしということです。あんまりちょっと。旅行会社さんっていうのは誰が行こうが同じような行程組まれると思うんですよ。我々の行くその意味をあんまり理解してらっしゃらないと思うし、もうちょっとこれ、主要路っていうか、観光すべきところっていうか、候補を挙げてらっしゃいますけど、削っていただいたほうがいいかなと私も思います。以上です。

○井川委員長

ほかに。

津川委員。

○津川副委員長

最終の飛行機の便はまだ変更可能ですか。最初、もうこの時間でもう取っちゃってるんだ。そうか。

○福島主幹

すみません、飛行機は行きも帰りももうこれで取ってます。これは変更したらキャンセル料かかるので、終わりの日ももう1便早い便も考えたんですけど、ゆとりを持っておかないとちょっと危ないところもありますので、ごめんなさい、これでさせてもらっています。

○津川副委員長

はい。

○福島主幹

あと、今、御意見いただいた中で言うと、観光が多いっていう意見あったかもしれませんが。視察先の提案がなくて、私も困りまして、どのように動いていいか、なかなか進めることができなくて、決めている視察先は行けるように何とか組んでもらったところです。ちょっと目障りな観光っていうところはあると思います。例えば、一番、10日の日の12時からの福田パンとか書いてあるんですけど、これは旅行会社さんの提案としては、ちょっと余分な話かもしれませんが、すごく行列のできるすごいパン屋さんようです。コッペパンにいろんなトッピングをして、すごい行列でぜひ見てもらいたいなっていうのもちょっとお話の中でありまして、この文字だけ見てると何とも分かりにくい、遊びのように思えるような文字だったかもしれませんが、すみません。

2日目は本当に提案がなくて、道の駅に行かせてもらおうんですけど、そこでお昼も兼ねて、その土地を知ってもらったりしてはなと思って、ちょっと今の段階はこの行程ですけど、視察先以外は動かすことができますので、提案いただきましたら、これから変えていきたいと思います。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ふだんの視察のときもですけど、観光っていう文字が入っちゃうと、こういうプランの中に、ちょっとまずいなっていうのがあって、研修、例えば見るだけでも研修ですんで、そういうパン屋さんを見て、やっぱり北栄町も行列ができるようなときにどう対策するかとか、そういう、ちょっとつけるかもしれないですけど、観光という言葉を取っていただけたらありがたいなと。そのパン屋さんも、実際は観光じゃないじゃないですか。そうやって見る、行列ができるのを見て、どういう対策しとんなるかとか、そういう、うちもパン屋さんが何件かできましたけども、こういうふうにやってる、商工業として盛り上げていってもええでないかとかもあるので、観光という言葉をちょっと抜い

てもらったらなど。あと、中身的なものはちょっとよく分かりませんので、あれも取っちゃって、議運のときもたしか観光っちゅう言葉を取ってしまった。

○井川委員長

いいですか。

○津川副委員長

委員長、どうぞ。

○井川委員長

これ本当に福島さん、大変だと思いますけども、特に2日目ですよ。なかなか視察先っていうのを皆さん聞いてもなかったということで、こういうことにしてもらったんですけども、そもそもこの時期にしたっていうのは、取りあえずリンゴのある時期に行こうということでたしかこういう時期になって、どっかで行くんだったら、私、ちょっとリンゴの何かそういう施設がないかなと思って、やっぱりそうなってくると弘前周辺になっちゃうんで、なかなかということで。見とったら、リンゴにこだわった道の駅っていうのがあって、道の駅なみおかアップルヒルっていうの。浪岡町で、JRの青森駅から車で40分ぐらいなんですけどもね、ちょっとこういうところに寄ってもらって、それから道の駅七戸のほうに行かせてもらうっていうような格好はできないか、昨日ちょっとこれも見て思ったんですけども、そういうこともちょっと検討材料に入れてもらったらなど、こういうときに言って大変申し訳ないですけども、ちょっと検討してもらったらなどというふうに思いますので。

局長。

○手嶋局長

行程につきましては、初で見ていただきましたので、まだ変更、大きな公共交通機関や視察先以外は動かすことは可能だと考えておりますので、改めまして、ちょっと委員長ともきちっと相談をさせていただきながら、もう一度提案をさせていただきます。

それと、行くにしても、観光という目的のところを書くのではなくって、何が目的なのかっていうのを少しちょっと行くにしても工夫をして書くようにします、すみません。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

局長、そこまで工夫して書くとか、そういうのは必要ないです。ただ、観光じゃなくて、例えば見学とかそういう形で、あんまり細かくやっちゃうと大変ですから、今度。だけえ、観光っていうのじゃなくて、見学とかそういうので回して、あとはもうこういうのを見てきましたって何か言われたときに答えられるようにだけしとけばいいんで、大変ですけれ、細かいことまでやったらって僕は思いますけど。あとはですけど、失礼しました。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

最初、この視察の計画があったときに、JR東日本が案内をさせてほしいっていわれたということですね、それもやられるですか、案内してもらいますか。

○津川副委員長

委員長。

○井川委員長

いいですか。そういうこともあったんですけども、今こちらのほうでもJR東日本のほうが風車を建てられるような計画があるというときに、やはりそういう業者と議会として接触するのはどうだろうかということで、あえてそれは向こうのほうにお断りをし

たと。だから、そういう業者とは接触をしないということです。

○阪本委員

それだったらいいです。そういうことがあった場合、後で問題になるんです。必ず問題になるんですよ。旧北条町が酒田に視察へ行ったときもそうです。もういろんなことがあって、機種がころっと変わっちゃったりね。町民が知らんところでそうなっちゃったということがやっぱり問題なんで、だから結局、この風車を建てるときにやっぱり反対したような団体もあるわけですから、そういうところでもできれば、どういう経過でこうなったんですかっていうやあなことでもやっぱり勉強しておくべきだと思うんです、同じ行くなら。建つとるわけですから、もう建ってからはどうしようもないし、そのことについてどうこう言うわけじゃないです。ただ、今、JR東日本の結局、手を挙げてどんどん推進しておられるということもこれは理解はできるんだけど、今朝、今朝じゃない、昼だったかいな、昼じゃないや、今朝だ、委員長さんに手渡した読売新聞にやっぱりこの自然エネルギーのこと、風車も太陽光パネルもやっぱりすごいいろいろな問題があって、今ほとんど動けないんですよ。中身は何でかっちゃうことが書いてありますから。そういうことを勉強しとってね、やっぱり行かないけんという思いがあるもんで、別に反対じゃないんです。説明責任がやっぱり果たせるように事業者にも説明してほしい、町にもしてほしい、そういうやっぱり我々は立場ですから、決める立場ですから、まあまあ、なあなあじゃなしに、やっぱり肝腎な町民が理解してくれるようなやっぱり対応していかないけん、そういう思いです、私は。

○井川委員長

分かりました。ありがとうございます。

津川委員。

○津川副委員長

確認させてください。はやぶさ38号だとか、はやぶさ24号はもう変更なしということによろしいですね、あるいは飛行機なんかも。

○福嶋主幹

飛行機以外は変更可能です、まだ。

○津川副委員長

はい、分かりました。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

そうすると、できたら2日目の宿泊、市内到着が18時になってますけど、できたら15時でお願い、15時ぐらいでお願いできたらなと思います。あとは……。

○手嶋局長

承知しました。

○津川副委員長

できたら、個人的に。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

今の意見は賛成、もちろん賛成。委員長の言われたアップルヒルを入れれば、全然無理な行程じゃないんで、ゆっくりと余裕を持って御当地の名物を視察させていただきながら、早めにホテルにチェックインも可能です。現地でチェックイン、訪れることも可能だから、それはいいことだと思います。以上です。

○井川委員長

そうしますと、行程につきましては、先ほどの意見も踏まえまして再度、執行部と調整をしていただき、また皆さんのほうに流させていただきますので、よろしくお願いします。

福島さん。

○福島主幹

野辺地町から聞かれてるんですけど、なぜこの風力発電をお選びになったかっていうのを聞きたいということがありますので、それまとめてもらいたいです。

○井川委員長

野辺地町から依頼がありましたけども、一応これにつきましては、私のほうで、委員長で案をつくりまして、皆さんにLINE WORKSで流させていただきます、それでまた修正をいただくっていうことでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、それをお願いします。

ほかにはいいですか。

（３）農政委員会との意見交換会について

○井川委員長

では、3番、農政委員との意見交換会について。

局長。

○手嶋局長

既にいろいろなお知らせをさせていただいておりますけれども、ここに書いてありますとおり、10月25日金曜日、13時30分からこの第1委員会室におきまして、農政委員8名、プラス事務局1名ですか。7名プラス1ですね、すみません、8名と意見交換をしていただくようにセッティングをさせていただいております。また、その後、会議終了後には、一旦、御自宅に帰る格好になるのかもしれませんが、6時から中華料理北京におきまして懇親会を行う予定としております。もし、ちょっとこの日は懇親会、都合が悪いとおっしゃられる方がありましたら、早めに教えていただきたいと思います。以上でございます。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

懇親会、出れません。

○井川委員長

なら、津川委員は欠席ということで。

（４）閉会中の継続調査申し出について

○井川委員長

では、次、4番目、閉会中の継続調査申し出について。これは申し出をするでいいですね。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

内容については、委員会の所管する事項ということです。

（５）その他

○井川委員長

(5)のその他について。

○手嶋局長

事務局では用意はありません。

○井川委員長

皆さんのほうで何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないです。

5 その他

○井川委員長

では、大きな5番のその他。（「なし」と呼ぶ者あり）

6 閉会 （11：52）

○井川委員長

では、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。

※この会議録は要点筆記である。